連企第49号 平成21年7月16日

総務省情報通信国際戦略局長 小 笠 原 倫 明 殿

 社団法人
 日本民間放送連盟

 会
 長
 広
 瀬
 道
 貞

「通信・放送の総合的な法体系の在り方 答申(案)」に対する意見について

「通信・放送の総合的な法体系の在り方 答申(案)」について、別紙の とおり当連盟の意見を提出いたしますので、よろしくお取り計らいくださ いますよう、お願い申しあげます。 「通信・放送の総合的な法体系の在り方 答申(案)」 に対する意見について

1. 名称・代表者の氏名・主たる事務所の所在地

社団法人 日本民間放送連盟 会 長 広 瀬 道 貞 〒102-8577 東京都千代田区紀尾井町3-23

「通信・放送の総合的な法体系の在り方 答申(案)」に対する意見

2006年夏に発足した前身の研究会を含め、約3年にわたる審議を経て、「通信・放送の総合的な法体系の在り方」の答申案がまとめられた。

答申案が2010年以降を展望し、通信・放送分野の法体系の見直しを提言する中で、「(放送は)豊かな国民生活、活力ある社会、地域社会の文化の維持発展などに寄与してきた」などと述べ、放送(特に地上放送)の功績を評価したうえで、未来に向けて、そうした放送の機能・役割を維持すべき旨を強調していることに敬意を表したい。当連盟加盟社は引き続き、国民・視聴者に不可欠な情報基盤としての役割を果たせるよう、不断の努力を続ける所存である。

一方、答申案は通信・放送関連法の大括り化の中で、地上放送の行政手続きをハード免許とソフト認定の2つに分けるなど放送事業の根幹にかかわる制度改革を提言している。

当連盟は今後の答申とりまとめや法制化の動向を注視していく考えだが、今般の答申案について下記の意見等を述べるので、総合的な法体系に関する検討に反映していただくよう、強く要望する。

記

※見出しは答申案の章立てなどに則した。

- 1. 「法体系見直しの必要性」
- (3) 見直しに当たっての3つの視点と5つの目的
- 新たな法体系において、経営の選択肢を拡大する方向性を歓迎する。ただし、新たな法体系が既存の事業形態やビジネスモデルの変更を強制しないことが大前提であり、国民・利用者および関係事業者等に無用の混乱を及ぼさないためにも、この趣旨を答申に明記していただくよう要望する。
- ・ 放送事業者(特に地上放送事業者)の言論報道機関としての性格に鑑みれば、行政当局による事業規制は望ましくない。規制緩和を旨とする新たな法体系においては、放送番組関連のみならず放送事業全般について規律・規制の強化は極力排除すべきである。
- 2. 「伝送設備規律」
- (1) 電波利用の柔軟化
- ① 電波利用の柔軟化
- 「『本来の目的』以外の他の目的への利用を義務付けるものとはしないことが適当」との 記述は、無線局の免許人が割り当てられた周波数を自らの意志で他の目的に利用できるようにすることを明記したものである。放送事業者の経営の選択肢を拡大するには、他

目的利用を放送事業者が自律的に決められることを制度上で保障する必要があり、したがって、この答申案の記述の趣旨を法律レベルで明確に担保するよう要望する。

② ホワイトスペースの活用

- ・ いわゆる「ホワイトスペース」を活用するための技術的検証にあたっては、既存の一次業務を干渉妨害から十分に保護することを大前提としなければならない。
- 特に地上テレビ放送用周波数については、放送業務が将来にわたり安定的に遂行され、 国民視聴者の新たなニーズに応えるためのデジタル放送サービスの発展・進化が阻害されないよう、長期的な視点から極めて慎重な取り扱いが求められるものである。技術的検証にあたっては、放送業務の既存システムを十分保護するだけでなく、答申案に明記された、放送の機能・役割を将来にわたり維持するという重要な視座を欠くことのないよう慎重な配慮を要望する。
- (3) 迅速な新サービス・新製品の導入の促進
- ① 免許等を要しない無線局(免許不要局)の範囲の見直し
- ・ 免許不要局の空中線電力(10mW)を見直す方向性が示されているが、電波監理に混乱をきたさぬようシステムごとにその機能、使用周波数、利用形態等を踏まえて十分な検証が必要である。特に、他の無線システムと周波数を共用する場合は慎重に取り扱うべきである。
- 3. 「伝送サービス規律」
- (3) 放送・有線放送の安全・信頼性の確保
- ・ 民放事業者は絶えず放送中止事故を減らすための取り組みを続けており、今後もその努力を 続ける所存である。答申案は設備の維持義務について、「具体的な規定については、今後、 放送・有線放送の実状を踏まえたうえで検討する」と提言した。放送の実状を踏まえるた めに地上放送事業者の意見を十分に汲み上げ、慎重な検討を要望する。
- ・ 放送中止事故の多くは落雷や台風など天災によるもので、高出力の無線設備(中継局)等を 山上や離島といった気象条件の厳しい環境下に設置せざるを得ないという事情がある。また、 地上テレビ放送事業者は現在、2010年のロードマップ完成を目指して全国でデジタル化 を最優先に、中継局の建設などを進めているところである。今後の検討にあたっては、こう した放送固有の事情や環境について適切な配慮を要望する。
- ・ 法制上の義務はないが、民放事業者は放送事故の発生を総合通信局に遅滞なく連絡している。重大事故の報告義務を検討するにあたっては、民放事業者に過度な負担を課すような規律・規制としないよう要望する。また、事故情報の利用者等への周知の在り方を検討するのであれば、周知の目的や対象・範囲、周知によって達成すべき視聴者利益などを明確にすることが肝要であると考える。

- 4. 「コンテンツ規律」
- (2) コンテンツ規律の基本的な考え方
- ① コンテンツ規律の集約・大括り化
- ・ 放送関連4法(放送法、有線ラジオ放送法、有線テレビジョン放送法、電気通信役務利用 放送法)の集約・大括り化にあたっては、各放送メディアが果たしてきた機能・役割やビジ ネスモデルを損なわないように、慎重な取り扱いを要望する。特に、新たな法体系の目的 とされた「情報(コンテンツ)の自由な流通の促進」のためには、著作権法など関連法制と の整合性に配意しつつ、放送事業者や権利者など関係者に混乱や不利益を生じさせない ことが重要である。

② コンテンツ規律の目的

・「放送法の目的の規定をベースとすることが適当」とされたことに関連して、法制化にあたっては、「放送による表現の自由」「放送番組編集の自由」を保障した現行放送法の第1 条および第3条の規定は、新たな法体系にそのまま継承すべきである。

(3) 具体的規律

- ① 一定の放送を確保するための規律
- ・「電波利用の柔軟化により実現する放送」の具体的なイメージは答申案で明らかにされていないが、例えば携帯電話用の電波を使った放送サービスのようなものが該当しうるのであれば、放送普及基本計画の対象が「国として制度的に確実に確保すべき放送」であることに鑑みて、「電波利用の柔軟化により実現する放送」を基本計画の対象外とする方向は適切であると考える。

② 業務開始の手続等

- ・ 答申案において、地上放送がハード・ソフトー致の事業形態の下で全国に普及した実績を評価したうえで、"免許・認定にあたり、ハード・ソフトー致を希望する事業者を優先する"との趣旨が明記されたことは、一定評価できる。したがって、この記述の趣旨を法律レベルで明確に担保することを、当連盟として最重視している。
- ・ 「放送施設」、「放送の業務」の定義や範囲については、既存の放送事業者の経営や事業 形態等に影響を及ぼさないように慎重な検討を要望する。
- 現行制度においてBSデジタル放送の委託放送業務は認定制を採用しており、5年ごとの「認定の更新」にあたっては、表現の自由享有基準への適合だけが審査されている。新たな法体系においてBSデジタル放送を規律強化としないよう、同放送の認定は現行どおり「更新」とすべきである。

③ 番組規律

・ 答申案では地上放送について、「現在の番組規律をすべて維持する」とされたが、分離体系になれば、放送内容について行政の関与がこれまでより強まるのではないかという懸念や不安が当連盟加盟社の中にある。新たな法体系が全般的に規制緩和を旨とする中で、コンテンツ規律に関しても、法律のみならず政省令など下位法令を含めて規律を強化しないことを答申に明記するよう強く要望する。

- ・ 放送の自主自律の原則の下、民放事業者が番組種別の公表等をするにしても、それは 制度で義務付けられるのではなく、公表方法等を含め自主的に検討したい。
- ・ ショッピング番組の取り扱いに関しては、視聴者保護の観点を基軸に、すでに当連盟で検討を始めているので、民放事業者の自主自律に委ねることが適切であると考える。

④ 表現の自由享有基準

・ 現在、地上放送のテレビ、ラジオの表現の自由享有基準は同一基準だが、これを異なる ものにする方向は検討に値すると考える。

⑤ 再送信制度の在り方

- ・ 地上放送のケーブルテレビ再送信における裁定制度の存続が提言されたのは極めて遺憾である。新たな法体系における制度設計にあたり、「現時点では当事者間の協議が多数進行中であるという現状も考慮することが必要」とされたことを踏まえ、現在の硬直した同制度をそのまま新たな法体系に存置しないよう、適切な見直しを要望する。
- ・ 当事者双方に公平な制度とは言い難い現行の裁定制度を、電気通信役務利用放送による地上放送の再送信に関する紛争処理にまで適用することには反対である。

(4) 「オープンメディアコンテンツ」に関する規律

・「取りまとめの方向性(案)」は違法・有害情報への対応について、「今般の新たな法体系で制度的整備を図るのではなく」と記していたが、答申案ではその記述が削除された。インターネット上の情報に規律をかけない方向は変わらないと思われるので、国民各層や関係事業者などに誤解を与えないために、答申では、将来の規律の可能性を明確に排除した記述に改めるべきである。

6. 「紛争処理機能の拡大」

現行の電気通信事業紛争処理委員会について、再送信同意に関する放送事業者とケーブルテレビ事業者間の紛争等に対象を拡大するといった制度設計に取り組むとされたが、これについては制度設計の詳細が明らかにされるまで評価は留保する。

7. 「利用者利益の確保・向上のための規律」

- 有料放送事業者による利用者保護の取り組みを尊重し、過度な負担を課すことのないよう要望する。
- ・ 通信・放送分野におけるより有効な利用者保護のための方策が検討課題とされたが、放送分野の対象は有料放送に限定するのが適切であると考える。

以上